

公文書等の適正な管理、保存及び利用 - 法的視点から

宇賀克也

1 踏まれるべきプロセス

目的の共有 問題の所在 対策の立案 解釈・運用による対応の可能性
既存の立法の改正による対応の可能性 新法による対応

2 移管

(1) 歴史上・学術上重要な国の行政機関保有の行政文書が十分に国立公文書館等に移管されていない

その原因は何か 作成が十分でないのか、管理が十分でなく紛失しているのか、それとも移管されずに廃棄されてしまっているのか、保存年限が延長されて移管がされないのか

いずれもないとはいえないが、最大の原因は保存年限が延長されて移管がされないことにあるのでは

その原因は何か 移管基準が不明瞭なのか、行政文書ファイル名からその内容を判別することが困難なのか、移管の是非の判断の時間的余裕が少ないのか、開示への懸念か、参照の便宜のためか

いずれもありうるが、最後の原因の比重が大きいのでは

どのような対策があるか

行政機関情報公開法の活用 National Security Archive

保存年限延長の制限（行政機関情報公開法施行令 16 条 1 項 7 号の改正が必要）

行政機関の利用に不便をきたさないことが前提

原本を国立公文書館に移管し、写しを行政機関が利用（特にデジタル化が進めば写しの作成コストは大幅に軽減） 現行法上は不可 行政機関情報公開法施行令 16 条 1 項 8 号（「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。...）が満了した行政文書については、国立公文書館法...第 15 条第 2 項の規定により内閣総理大臣に移管する...」）これを認めるためには現用と非現用の中間概念を法定化するか

行政利用の便宜の一層の増進（検索・デリバリ - サ - ビス ただし、24 時間アクセスまで実現する必要

原本を国立公文書館に移管しても、デジタルアーカイブ化が実現すれば、行政機関は 24 時間アクセス可 法改正を要しない

開示への懸念から移管に同意せず廃棄 現用文書か否かの判断を国の行政機関に委ねることに加えて、非現用文書を国立公文書館に移管するか廃棄するか判断まで国の行政機関に委ねる必要はないのでは 国立公文書館法 15 条 2 項（「国の機関との合意により」）の改正 国立公文書館が移管が必要と判断する非現用文書については移管を義務付け

移管基準の明瞭化 移管の是非の判断の前倒し 移管対象文書に関するパブリック・コメント 選別作業に嘱託職員の活用 行政機関情報公開法施行令 16 条 1 項 9 号の保存期間満了前の特別の理由による廃棄 行政機関の長の承認（行政文書の管理方策に関するガイドライン第 4）で足りるか

移管に際して不開示情報の指定・理由の通知、国立公文書館における判断に際しての意見聴取の是非

- 中間書庫 行政機関設置型 運用で可能
- 国立公文書館設置型 国立公文書館法 11条 1項で読めるか
- 1号は「移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること」 6号の附帯業務で読めるかも疑問 法改正
- 独立行政法人通則法 2条 1項「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」 民間にも守秘義務を課すことはできる 評価選別
- (2) 立法機関、司法機関の公文書等が十分に移管されない
- 国の機関との協議による「定め」が前提 立法府・司法府との協議を早急に
立法機関、司法機関を情報公開法の対象に 3分の1の情報公開法
地方公共団体では、ほぼ100%議会は対象に
- (3) 独立行政法人等の公文書等が十分に移管されない
- 独立行政法人等 国の機関 国立公文書館
- 独立行政法人等にも国立公文書館への移管義務を負わせるか 国立公文書館法 15条 1項の改正が必要(「国の機関」「国の機関及び独立行政法人」)
- 3 寄贈を受けたり購入したりする法的根拠が不明確
- 国(内閣府)を通じて行うことも可
- 国立公文書館法 11条 1項 6号の附帯業務で読めないのであれば、明文で国立公文書館の所掌事務としては
- 4 民間保有の歴史的・学術的価値ある文書等へのパブリック・アクセスの促進
- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律
- 登録 国立公文書館で公開 相続税の物納
- 5 国立公文書館その他の公文書等における利用
- 不開示情報は限定 開示請求権 宮内庁書陵部
- 個人情報保護 開示・訂正・利用停止請求
- 開示請求及び開示の実施の方法 国立公文書館法 16条「一般の利用に供する」
- 国立公文書館利用規則
- 6 国立公文書館の現用文書の保存及び利用に関する助言
- 国立公文書館法 11条 1項 3号「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと」